

令和8年台風25号による農業被害について 報告してください

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、令和8年台風25号による被害を受け、下記の要件を満たした場合に、**助成措置**が適用されます。

対象要件

農作物については、指定災害により、**減収量**が平年の収穫量の**30%以上**、かつ、減収に伴う**損失額**が平年の農業総収入額の**10%以上**の場合。

農業用施設については、**被害額**が**10万円以上**の場合。

対象者については、裏面の調査表による報告を受け、場合により**県職員と現地確認**を行った上で、要件を満たすか判断します。

主な助成措置の内容

①融資事業

- ・経営資金、施設復旧資金の融通、利子補給

②補助事業

- ・樹草勢回復用の肥料の購入費用
- ・病虫害防除用の共同防除に必要な薬剤の購入費用
- ・再生産のための種苗の購入費用
- ・代作用種苗肥料の購入費用

※本事業による収入補填はございません。

裏面の調査表を記入の上、ご提出ください。

■提出先

- ・つくばみらい市役所 谷和原庁舎1階 産業経済課（加藤237）

■問い合わせ先

- ・つくばみらい市産業経済課 電話0297-58-2111（内線3106）

農業被害調査表

被害発生日：令和 年 月 日

農業者名

住 所

連 絡 先

※必ず日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

提出期限
令和8年10月20日(火)

No.	被害地域 (大字名)	農地地番	作物名・施設名	収穫 の可否	被害面積	被害状況・被害割合
例	加藤	237	例：ニンジン 例：ハウス	可 不可	50 a	例：冠水による腐敗 冠水による種苗の流亡 ほ場の80%の被害 ハウスの倒壊
1				可 不可	a	
2				可 不可	a	
3				可 不可	a	
4				可 不可	a	